



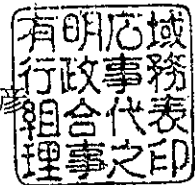
有明広域行政事務組合公告第 1 号

公募型プロポーザル方式実施公告

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業を公募型プロポーザル方式により実施する。

令和 8 年 1 月 5 日

有明広域行政事務組合
代表理事 浅田 敏彦



1 事業名

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業

2 プロポーザルの概要

別紙「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

100

100

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

有明広域行政事務組合が発注する、有明広域行政事務組合及び山鹿市による高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業にかかる調達に当たり両消防本部での共同運用を長期的に有効なシステムとして効率よく構築するために、関連システムに精通するとともに、発注者の要求に対する理解力、対応力等、高度な技術力を有する事業者を受託候補者に選定する公募型プロポーザル方式の実施について、必要な事項を定める。

2 事業の概要等

(1) 事業名

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業

(2) 事業の履行期限

契約締結日から令和11年3月30日（金）まで

(3) 公募内容

別紙「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）による。

(4) 提案上限額

1,971,000,000円（税込）

(5) 整備箇所

熊本県荒尾市宮内字松ヶ浦1027番地9外（要求水準書に記載）

(6) 支払条件

支払は契約を履行し検収（検査）後一括払い。ただし、請求を受けた日から30日以内とする。

3 参加資格

本件公募型プロポーザル方式に参加できる資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 有明広域行政事務組合令和7・8年度の入札参加資格申請書の提出がなされ、物品・役務等の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 入札公告の日から契約までの間に有明広域行政事務組合建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（令和4年有明広域行政事務組合訓令第9号）に基づく指名停止期間中でないこと、また、有明広域行政事務組合契約等に係る暴力団排除措置要綱（平成27年有明広域行政事務組合訓令第8号）に基づく排除措置を受けている期間でないこと。
- (4) 電子交換所における取引停止処分及び主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営が健全であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者

(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 平成29年以降に、複数の消防本部における高機能消防指令センターⅡ型以上及び消防救急デジタル無線設備の納入実績があること。

(7) プライバシーマーク (JIS Q 15001) または情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) を認証取得していること。

(8) 共同企業体 (JV) で代表者を定めたものでも参加可能とする。

4 入札・契約担当

担当課	電話番号	住所
有明広域行政事務組合 消防本部 総務課	TEL 0968-73-5272 FAX 0968-74-0030 E-Mail ariake-fire-honbu@giga.ocn.ne.jp	〒865-0065 熊本県玉名市築地309番地1

5 プロポーザル実施スケジュールについて

項目	日程 (予定を含む)
公募開始日	令和8年1月5日 (月)
参加申請書及び質問受付期限	令和8年1月21日 (水) 正午まで
質問回答	令和8年1月28日 (水)
参加資格通知書	令和8年1月30日 (金) (予定)
企画提案書提出期限	令和8年2月5日 (木) 正午まで
プレゼンテーション	令和8年2月18日 (水) (予定)
選定結果通知	令和8年2月27日 (金) (予定)

※本プロポーザルについての説明会は実施しない。

6 質問の受付について

(1) 質問の受付期間

令和8年1月21日 (水) 正午まで

(2) 質問の方法

本要領「4 入札・契約担当」へ FAX 又電子メールアドレスに提出すること。送信後は到達の確認を行うこと。

(3) 質問の回答

本要領「4 入札・契約担当」により行う。

7 参加申請書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は提出期間に参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月21日 (水) 正午まで

(2) 提出方法

本要領「4 入札・契約担当」へ提出すること。

(持参の場合は土日祝日を除く開庁日とする)

(3) 提出書類

- ① 様式1 参加申請書
- ② 様式2-1: 高機能消防指令センターⅡ型以上の納入実績(平成29年以降)
様式2-2: 消防救急デジタル無線設備の納入実績(平成29年以降)
- ③ 様式3 参加資格要件確認表

(4) 提出部数 各1部

8 企画提案書の提出について

企画提案書は、要求水準書に準拠した提案内容とし、提出書類等は下記のとおりとする。

(1) 提出期限

令和8年2月5日(木)正午まで

(2) 提出方法

本要領「4 入札・契約担当」へ提出すること。

(持参の場合は土日祝日を除く開庁日とする)

(3) 提出書類

- ① 様式4 企画提案書 17部
- ② 様式5 見積書 1部
- ③ 様式6 保守維持管理費用見積書 1部

(4) 見積書について

- ① 見積書(様式5)は、要求水準書に基づきシステムを構築するための見積金額(機器費、構築費、工事費等)を記載すること。また、見積金額の算定根拠に関する資料(内訳書等・自由書式)を添付すること。
- ② 保守維持管理費用見積書(様式6)は、令和11年4月から令和23年3月までに見込まれる保守維持管理費用について、保守費用・有償交換部品の費用・中間更新に係る費用を記載すること。また、見積金額の算定根拠に関する資料(内訳書等・自由書式)を添付すること。

9 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 参加資格通知書

令和8年1月30日(金)(予定)までに参加者全員に参加資格通知書を郵送で通知する。

(3) プレゼンテーション及び質疑応答について

① 実施場所及び日時

令和8年2月18日(水)(予定)に実施予定。時間・開催場所等の詳細は、別途案内する。

② 実施時間

1社につき45分程度を予定する。事業者からの企画提案内容の説明(30分)、質疑応答(15分程度)。

③ プレゼンテーションの方法

提出した企画提案書に基づくものとし、プロジェクター等を利用する場合は、事業者で準備すること。

④説明者

会場への入室は3人以内とすること。

1 0 契約候補者の選定について

(1) 選定委員会

本プロポーザルの実施にあたり、「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線総合整備事業事業者選定委員会」において、応募者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。評価点数の総合計が最も高かったものを当該事業に最適な提案者を選定（以下「選定事業者」という。）とし、最終評価点の合計が同点であった場合は、選定委員会において順位を決定する。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、基準（総得点の6割）を満たしていると判断した場合は、候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知

- ①審査結果は、プロポーザルに参加した事業者全てに文書で通知する。
- ②審査結果に係る異議申立ては、一切受け付けない。
- ③契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議のうえ契約を締結する場合がある。

1 1 失格事項

3の参加資格条件を全て満たす場合であっても、次の各号の一に該当するときは、参加の対象としない。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (2) 提出された「見積書」の金額が「提案上限額」を超過しているとき。
- (3) 本プロポーザルの手続きの過程で、3「参加資格」の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) その他不正又は不誠実と認められる事由等があり、参加者として不適当であると認められるとき。

1 2 仮契約の締結

本事業の契約の締結については、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成6年4月1日条例第21号）第2条の規定により有明広域行政事務組合議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立する。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、選定事業者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、有明広域行政事務組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 有明広域行政事務組合競争契約入札心得第12条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付すること。

1 3 その他

- (1) 企画提案書作成及び提出、並びにプレゼンテーション等の実施に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、提案（プレゼンテーション）停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出された資料は返却しない。

その他、不明な点は有明広域行政事務組合消防本部総務課へお尋ねください。

【問合せ先】

有明広域行政事務組合消防本部 総務課

住 所 熊本県玉名市築地309番地1

TEL 0968-73-5272 FAX 0968-74-0030

E-Mail ariake-fire-honbu@giga.ocn.ne.jp

